

S N S を活用した若者に対する情報発信手法調査業務仕様書

1 業務名

S N S を活用した若者に対する情報発信手法調査業務

2 業務の目的

県内外の若者に対し、県内就職を促進するための効果的な情報発信を行うため、S N S の発信内容や手法を調査分析し、今後の情報発信施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、県内就職を促進するための効果的な情報発信として、

- (1) 企業からの情報発信（主に企業情報）
- (2) 自治体からの情報発信
- (3) 県内在住の若者からの情報発信（主に暮らしの情報）

が想定されるが、本業務においては上記（2）及び（3）について調査分析する。

3 委託業務の内容

（1）現状調査・分析

文献調査、W E B アンケート（定量調査）、学生インタビュー（定性調査）等を実施し、若者に訴求する S N S の発信内容や手法を分析すること。

なお、調査分析は県内及び県外の大学生それぞれに対して実施すること。

【調査項目】

- ア S N S 利用状況（閲覧媒体、1 日あたりの閲覧時間、閲覧時間帯等）
- イ 情報の流入経路（検索とレコメンドの比率等）
- ウ コンテンツボリューム（1 投稿当たりの文量/尺等）
- エ 訴求しやすい内容（投稿タイトル、投稿内容、キーワード等）
- オ 影響力のあるアカウント（フォロー理由、コンバージョン率、シェア率）
- カ クリエイティブ嗜好性（心地よいデザインの傾向等）
- キ その他現状分析に資すること

（2）実証・効果測定

上記（1）の結果を踏まえ、若者への訴求力が見込まれる S N S 用のショート動画を複数本制作し、一定期間 S N S で広告配信を行い、効果測定を行うこと（閲覧回数、エンゲージメント率等）。

（3）施策提案

上記（1）（2）の結果を踏まえ、県が今後取り組むべき県内就職を促進するための S N S を活用した情報発信施策について提案すること。

(4) 報告書の作成

ア 中間報告書

調査結果の速報値などを取りまとめた中間報告書を作成すること。中間報告書の記載内容は発注者と協議して定める。

イ 調査結果報告書

本業務の調査結果をとりまとめ、調査結果報告書及び調査結果概要版を作成すること。

4 業務スケジュール

本業務の運営にあたっては、予め年間スケジュール表を作成し、県に提出すること。当初スケジュールに変更が生じた際は、速やかに県に協議の上、スケジュール表を修正し、提出すること。

5 対象経費

事業の実施に要する経費及び一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）で、次に掲げる経費を除くものとする。

- ・土地、建物、備品の取得を目的とする経費
- ・施設又は設備の設置及び修繕を目的とする経費
- ・施設の管理、ソフトウェアの保守管理等の経常的経費
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断される経費

6 委託業務の実施等について

(1) 委託業務の実施について

ア 委託業務の実施に当たっては、県と随時情報を共有し、円滑に業務を進めること。

イ 委託業務の実施状況について、適宜、県に報告すること。

ウ 県は、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

エ 委託業務の実施状況が著しく不适当又は不誠実であると認められる場合には、委託契約の全部又は一部を解除することがある。

(2) 成果品

ア 中間報告書

令和8年11月20日（金）までに中間報告書（紙媒体1部及び電子データ）を提出すること。

イ 調査結果報告書

令和9年3月19日（金）までに下記を提出すること。

（ア）調査結果報告書（紙媒体1部及び電子データ）

（イ）調査結果概要版（紙媒体1部及び電子データ）

(ウ) 調査結果報告書内に掲載されたグラフ等の電子データ

ウ 納品場所

こども家庭部 若者定着還流促進課 若者採用支援グループ

7 その他

(1) 業務の再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可とする。

(2) 権利の帰属

ア 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

イ 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

ウ 上記イにおいて帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

エ 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

(3) その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。